

役員候補者推薦委員会規則

(目的)

第1条 一般社団法人日本知的障がい者卓球連盟（以下「本連盟」という。）の役員の推薦が公正に行われるために、本連盟の定款及び役員候補者推薦委員会（以下、「推薦委員会」という。）の規程に基づき必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 推薦委員会は、役員候補者を選出し、理事会に提出することを任務とする。

(招集)

第3条 委員長は、役員の選任を行う理事会の開催に先立ち、推薦委員会の開催及び委員の招集を行う。

(議決)

第4条 推薦委員会の決議は、全体委員数の3分の2以上の出席と、その過半数の賛成をもって決する。

(情報提供)

第5条 前2条の審議にあたり、理事会では議長の要請に応じて、理事及び監事候補者に関する情報を提供しなければならない。

(推薦候補者名簿及び議事録)

第6条 推薦委員会は、議事終了後速やかに推薦される役員候補者の名簿を作成し、理事会に提出しなければならない。

(任期)

第7条 推薦委員会委員の任期は、就任後初めて開催される社員総会の終結の時までとする。
2 推薦委員会の委員は、辞任又は任期満了においても、定員に足りなくなる時は、新たに選任された者が就任するまでは、その職務をおこなうものとする。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、理事会の決議によって行う。

附則 この規程は、令和3年1月26日施行、令和3年2月1日から施行する。
令和4年10月26日改訂